

盛岡市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、地域経済の活性化につながる取組を推進し、もって地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 太陽光を変換して得られる電気又は太陽光を熱源とする熱
- (2) 風力を変換して得られる電気
- (3) 河川、農業用水等の流水の水力を変換して得られる電気
- (4) バイオマス（バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第2条第1項に規定するバイオマスをいう。）を変換して得られる電気又はバイオマスを熱源とする熱
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めて指定したもの

2 この条例において「再生可能エネルギーの利用等」とは、再生可能エネルギーを利用し、又は供給することをいう。

(基本理念)

第3条 再生可能エネルギーの利用等の促進は、再生可能エネルギーが地域の重要な資源であるという認識に立って、地域ごとの自然条件に合致した方法により、地域との協調の下に、地域の持続的な発展に資するよう配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、事業者及び市民に対する支援等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、再生可能エネルギーの利用等の促進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において再生可能エネルギーの利用等の促進に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、国、県及び大学等の研究機関その他の関係機関と連携を図り、関係機関相互の協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

再生可能エネルギーの利用等の促進に関し、市、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、地域経済の活性化につながる取組を推進し、もって地域社会の持続的な発展に寄与しようとするものである。